

近畿運輸局バリアフリー化推進功労者表彰要領

平成20年 6月13日
近運交消 第 5 号
改正平成24年5月 8日
改正平成27年6月26日
改正令和2年3月18日
改正令和3年8月16日

第1 目的

この表彰は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園などの総合的かつ一体的なバリアフリー化を進めるとともに、国及び国民の責務として規定された〈心のバリアフリー〉に関して、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求めることとなったことから、近畿運輸局管内に所在し、当局の所管にかかるバリアフリー化の推進に向けて多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労があった個人又は団体を表彰し、もってバリアフリー化に関する優れた取り組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励することを目的とする。

第2 表彰の対象

近畿運輸局管内に所在し、当局の所管にかかるバリアフリー化の推進に向けて、多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体（団体とは、自治体を含む。）とする。

第3 表彰権者

表彰は、近畿運輸局長(以下「局長」という。)が行う。

第4 表彰の方法

- 1 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- 2 表彰は、副賞を添えて行うことができる。

第5 表彰の種類

表彰の種類は優秀賞、奨励賞とする。

第6 表彰の回数

表彰は、年1回とする。

第7 表彰の推薦

団体の長等は、表彰に値すると認められる個人又は団体があるときは、局長に推薦することができる。

第8 被表彰者の選考

被表彰者の選考は、前項により推薦された者のうちから、「近畿運輸局バリアフリー化推進功労者表彰選考委員会」の意見を聴いて、局長が被表彰者を決定する。

第9 表彰の事務

表彰に関する事務は、交通政策部バリアフリー推進課において行う。

第10 欠格事由

候補者の選考に当たっては慎重に調査し、特に罪を犯した者及び犯罪容疑者等で表彰することが国民感情にそぐわない者等については、表彰の対象としない。

第11 再表彰の取り扱い

- 1 同一の表彰理由に対する表彰は、重ねて行わない。
- 2 勲章、褒章、内閣府の行うバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰、国土交通省バリアフリー化功労者表彰を授与された個人又は団体に対する表彰は、同一の表彰理由では行わない。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、局長が定める。

附則

この要領は、平成20年6月13日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月8日から施行する。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月16日から施行する。